

熊谷市農業委員会  
第30回総会議事録

令和6年1月29日（月）  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第30回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年1月29日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和6年1月29日(月)午後3時45分
- (3) 場 所 妻沼行政センター 301・302会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 4名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	欠	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	欠	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	—	欠員	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

## 4 議 事

### (1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第7号 競売買受適格者の証明について（第3条）

### (2) 報 告

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（5） 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第30回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>( 会長あいさつ )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>( 議長一任の声あり )</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、7番、金井委員、8番、神沼委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見に</p>

議長	<p>について</p> <p>議案第7号 競売買受適格者の証明について（第3条） 以上、7議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は新規就農の方2名に出席をお願いしております。 このため、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案を最初に審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、はじめに議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第5号について概要を説明する。】</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について御説明いたします。 議案書の16頁から45頁、議案書資料12頁から20頁をご覧ください。申請件数は、全170件、413筆、547,072.97㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号917と918を先に審議いたします。申請人、〇〇氏の入室を認めます。</p> <p>（申請人 〇〇〇〇氏 入室）</p> <p>本日は、お忙しいところ大変御苦勞様です。 新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p>





議長	<p>ませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(申請人 ○○○○○○○○○○○○氏 退室)</p> <p>本件につきましては田中委員が申請人と面談をしていただいておりますので、田中委員から報告をお願いいたします。</p>
田中農業委員	<p>申請人ですが、私の耕作地のすぐ隣に1反くらいの農地を借りて、3年程前から○○○○○○○○を作っています。○○○ということで初めは心配していましたが、しっかりと作業され、その他に農機具の中古販売も行っているとのこと。住まいを確認したところ、これまでは○○に住んでいましたが、○○○○に家を購入しここに住んで農地を少しずつ広げていきたいとのことでした。そこで、農業委員会で新規就農者として認めてもらい、農地の斡旋ができるよう勧めました。○○○○○○○○○○○○○○○○○○などを作って出荷しているようです。農地もきれいに管理し、農機具も整っており問題ないと思っています。皆さんに認めていただき、耕作放棄地を少しでも減らしたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案番号928について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
塚田農業委員	<p>この作物は、水を使うのですか。畑作でよいのですか。</p>
田中農業委員	<p>水は使っていません。</p>
西田推進委員	<p>営農計画書の事務所の所在地と、議案書の申請人の住所が異なっているのはなぜですか。</p>
田中農業委員	<p>事務所の所在地で、住んでいるところと異なるためです。</p>
議長	<p>他に質疑等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号928について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号919から926については、譲受人が私、木部であるため、議事参与の制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わっていただき、審議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします</p>
<p>議長 (夏目職務代理)</p>	<p>( 木部会長 退席 )</p> <p>( 議長を 夏目職務代理に代わる )</p> <p>議案番号919から926について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案番号919から926について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における、議案番号919から926について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わりませう。</p> <p>( 木部会長 入室 )</p> <p>続きまして、議案番号3140については、貸付人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p> <p>それでは、議案番号3140について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における、議案番号3140について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における、新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを 上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局から議案第1号について概要を説明する。】</p> <p>議案書は1頁から7頁、議案書資料については1頁から9頁までとなっています。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については全28件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してありと おりです。</p> <p>まず、議案番号1から23につきまして、譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数等から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条の各号については、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ここで、議案番号13から27番はすべて一体の事業になりますの</p>





西田推進委員	取扱いには「農用地区域外の第2、第3種農地を利用する」と記載されていますが、今回の申請地は第何種ですか。
事務局	今回の申請地は、すべて農用地区域内で青地となっています。
西田推進委員	青地の農地であり、〇〇〇〇〇〇〇と相当な面積ですが、事務局側としては「荒廃農地を活用する」との理由で認める方向で考えているのですか。
事務局	確かに青地の農地ですが、圃場整備のされていない中山間地域の荒廃農地ということもあり、〇〇〇〇〇を栽培することで荒廃農地の解消につながればと考えています。
西田推進委員	〇〇〇では〇〇を栽培しているとのことですが、申請のやりとりで、〇〇〇〇〇を栽培する理由を確認した経緯はありますか。
事務局	理由までは確認していません。ただし、太陽光パネルの下部に何を栽培するのかは基本的には自由であり、〇〇〇〇〇であればできるかどうかという判断になります。
塚田農業委員	参考に伺いますが、取引額が10アール当たり〇〇〇〇〇となっていますが、どのように算出されているのでしょうか。太陽光発電の業者から頻繁にダイレクトメールが送られてきますが、売買や賃貸借の際、どのようにそろばんを弾いているのか事務局で分かれば教えてください。
事務局	金額を見て改めて確認しましたが、間違いのないことでした。太陽光発電事業の収益がどの程度で、どのくらいで採算がとれるかの確認までは、事務局としても把握していません。
塚田農業委員	実際に、最初は太陽光という名目で農地転用許可をとり、次のステップを考えられており、許可すると事業者が次のステップへと移ってしまうのではないのでしょうか。我々はどうすることもできませんが、近隣に公害問題などが発生しなければよいと考えます。
事務局	確かに一度許可を出すとその後どうなるのかという課題もあります。ただし、この案件については青地の農地ということもあり、ただの太陽光に変わることはありません。あくまで下部で営農を行うことを条件とした太陽光です。また近隣住民等への影響ですが、発電事業を行う場合は、近隣住民への説明会等を行い、理解を得てくださいと条例にも定められており、既に説明会も行っていると伺っています。
関口農業委員	営農計画書では労働力が〇名となっていますが、いずれも〇〇〇〇



議長	<p>地法第5条（一時転用）の許可が下りた日と同日に許可する」という条件を付して、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手多数 ）</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、条件を付して許可すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案番号28について審議をいたします。          本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
根岸推進委員	<p>本案件を事務局が取り上げたこと自体疑問に思う。まず、距離的に〇〇〇から熊谷市まで通うということ。それと、農機具も持っていないこと。そして、〇〇〇〇〇〇も熊谷市に引っ越しして居住する考えもないということ。さらに、申請人の現在の仕事が〇〇〇であること。これらを踏まえ、〇〇〇を〇〇〇〇耕作し、〇〇円の利益をあげるのは事業として矛盾があると思われまます。特に懸念されるのは現在の仕事が〇〇〇であることで、この案件は適当ではないと思います。</p>
西田推進委員	<p>家族で交代して通い、熊谷市の中古住宅を購入予定とのことで、私も事務局から住所を伺い、事前に確認したのですが、農地と住宅が併さったような感じですね。</p>
事務局	<p>中古住宅についても確認しています。空き家ですが、ひどく老朽化が進んでいる訳ではなく、住めば住めるかなという中古住宅でした。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号28について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手なし ）</p>
議長	<p>挙手なしです。よって、本案については、許可しないものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第1号、農地法第3条の許可申請における議案番号13から28以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請における議案番号13から28以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局から議案第2号について概要を説明する。】 議案書の8頁からと、議案書資料の10頁を御覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については全6件、内訳は、「住宅敷地の拡張」2件、「農家住宅の敷地拡張」2件、「自己用住宅」2件です。 農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>









<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）における議案番号1について、「農地法第3条の区分地上権について、農業委員会総会において本案許可と同日許可とする条件付き許可を決定した後に許可されたい」という条件を付して、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手多数 ）</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案番号2について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）における議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手多数 ）</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局から議案第6号について概要を説明する。】</p> <p>議案書46頁から67頁まで、議案書資料21頁を御覧ください。</p> <p>議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。</p> <p>今回の促進計画は、小原地区、奈良地区、上新田・三本地区、中条地区、善ヶ島地区、津田新田・屈戸地区、弥藤吾地区、中曽根地区、玉作地区の9地区の案件について審議していただきます。</p> <p>貸借内容については、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。</p> <p>今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する238筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影</p>
<p>事務局</p>	



議長	<p>見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における、議案番号142、144及び145について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における議事参与の制限に係る案件以外につきまして、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、競売買受適格者の証明について(第3条)についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第7号について概要を説明する。】</p> <p>議案書68頁を御覧ください。議案第7号、競売買受適格者の証明について(農地法第3条該当)御説明します。</p> <p>登記上の所有者である〇〇〇〇〇〇がお持ちの農地が、関東国税局の差し押さえとなり、差し押さえられた農地を今回の申請者である〇〇〇〇が取得をして農業をしたいというものです。</p> <p>農地を取得しようとする申請者の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、取得した後には効率的に利用されていくものと思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号については、買受適格者の要件を満たし</p>

事務局	<p>ていると考えます。</p> <p>なお、本日の審議によって買受適格者証明を交付した後、その証明に沿った買受が実施されたと認められる場合は、本日の議決を以って3条許可の議決をなしたものとみなすことを併せて承認いただければと思います。</p> <p>説明は以上となります。御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただ今事務局からの説明にもありましたとおり、本案につきましては、本日の審議により買受人が適格を有する旨を証明することを妥当とし、買受適格者証明書を交付し、その証明に沿った買受が実施されたと認められる場合は、本議決をもって所有権の移転に関する3条許可の議決をなしたものとみなすことも併せて承認いただくこととなりますので、慎重審議をお願いいたします。なお、証明に沿った買受かどうかの判断は会長が行うこととされております。</p> <p>それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>( なしの声 )</p>
	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号、競売買受適格者の証明について(第3条)を、承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 挙手全員 )</p>
	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p>
	<p>以上で、全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p>
	<p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p>

事務局次長	<p>【農地利用最適化推進111運動報告について依頼、地域計画策定に係る意向調査の進捗状況の報告、素案地図作成について意向調査の経営方針（拡大、現状維持、縮小）を盛り込んで作成することで了承を得る、能登半島地震に係る支援について義援金送金の了承を得る、2月総会時に役付委員会を開催する旨を報告（以上、農業委員会事務局）。担い手育成協議会主催の研修会について、地域計画の進捗状況について、農業用倉庫などの情報提供について、報告及び依頼を行う（以上、農業政策課）。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p>
神沼委員	<p>2月から新委員の募集が始まるが、各地区において女性の登用についてさらに話し合いを進めるべきだ。</p>
事務局次長	<p>それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>（ 閉会のあいさつ ）</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主任	贄田 敦嗣
主任	吉永 剛

産業振興部農業政策課職員

副課長	田島 昭宏
主任	腰塚 恵
主事	大島 寛瑛

令和6年1月29日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 \_\_\_\_\_

署名委員 金 井 和 夫 \_\_\_\_\_

署名委員 神 沼 孝 治 \_\_\_\_\_